別添

【参考様式（2026年10月版）】

目標地図に位置付けられた者等に対する金利負担軽減措置適用に関する証明書
（スーパーＬ資金・農業近代化資金関係）

年　　月　　日

○○市町村長　殿
（又は　○○市町村　御中）

申請者　住　所
氏　名　　（押印省略可）

私が、下記表中のいずれかに該当する者であることを証明願います。

年　　月　　日

上記の申請者が、現在、下記に該当する者であることを証明します。

記

金利負担軽減措置の要件		該当項目
1-1	目標地図に位置付けられた者 【農業経営基盤強化促進法 第19条第１項及び第３項参照】	
1-2	目標地図に位置付けられることが確実である者 【農業経営基盤強化促進法第19条第１項及び第３項参照】 **※次葉の注３に留意の上、証明すること。**	
2	農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者 【農地中間管理事業の推進に関する法律 第２条第２項及び第４項参照】	

市町村名
役 職 名
氏　　名　　（押印省略可）
※「地域計画（目標地図）」「人・農地プラン」の策定に関与しているしかるべき者
（役職等の指定はなし）

※注１：申請者は、借入申込みを行う方と同じ名義にしてください。また、申請者が複数名の場合、本証明書は、申請者の全部が表中の要件に該当することを証明するものとなります。

※注２：「目標地図に位置付けられた者」とは、農業経営基盤強化促進法第19条第１項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第３項の地図をいいます。）に位置付けられた者を指します。

※注３：表の1-2について、目標地図に位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた者を指します。ただし、当該者が利子助成の交付決定日から１年以内（本証明書に記載された日付（証明日）が利子助成の交付決定日から１年以内となるよう）に、目標地図に位置付けられた者となったことを公益財団法人農林水産長期金融協会が確認できない場合（申請者から同協会に本証明書の1-1の該当項目欄に〇が記載された証明書が提出されない場合）には、利子助成金の交付が停止されることに十分留意し、市町村は、

① 当該者が目標地図に位置付けられた後、申請があり次第速やかに本証明書の1-1の該当項目欄に〇を付したものを再交付する

② 目標地図に位置付けられることが不確実である者に対して本証明書を発行しない

ようにしてください。

※注４：表の１について、以下の地域においては、実質化された人・農地プラン等（「実質化された人・農地プラン」とみなした既存の人・農地プラン、一定の要件を満たし「実質化された・人農地プラン」として取り扱う人・農地プラン以外の同種取り決め等を含みます。）に位置付けられた中心経営体も含みます。

① 福島県原子力被災12市町村（福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村）

② 令和６年能登半島地震の被災市町（石川県の七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町）

※注５：実質化された人・農地プランのいずれに該当するかの判断については、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年６月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。）によりご確認ください。

※注６：「農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者」とは、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第２条第４項に規定する農地中間管理機構をいいます。）から農用地等（同法第２条第２項に規定する農用地等をいいます。）を借り受けた農業者を指します。